

返還届用

療育手帳を返還する方へ

- 下記の方が必要な申請です。
 - ① 療育手帳所持者が死亡した場合。
 - ② 療育手帳の再判定を行った結果、非該当になった場合。
 - ③ 千葉県外（千葉市含む）で療育手帳の交付を受けた場合。
- 更新、再交付等で旧手帳と新手帳を交換する場合には、返還届は必要ありません。

○申請に必要なもの

① 療育手帳返還届

- ・ 氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 療育手帳原本

- ・ 手帳の原本を紛失している場合は、事前にご相談ください。
- ・ 顔写真はお返しすることができます。ご希望の方は、提出の際にお申し出ください。

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の5

松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348

FAX：047-366-7613